平成２２年（フ）第１７号
高知県安芸市染井町12番22号
債務者　松田　浩之
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
福岡県久留米市南２丁目３番６―15号
債務者　井手　慶子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１３８号
田川市大字奈良203番地10
債務者　木村湖奈美
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第６０号
熊本市平成２丁目19番11号　サンビレッジ平成G102
債務者　髙本　佳代
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４５号
宮崎県小林市細野1408番地５
債務者　堀口　睦子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第５３号
宮崎県西諸県郡高原町大字広原4789番地７
債務者　内山レイ子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第６７号
宮崎県都城市一万城町54号１番地２　ハーモニータウン102
債務者　阿比留千秋（旧姓若松）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第７９号
宮崎県延岡市方財町194番地１
債務者　本吉とも子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第８０号
宮崎県延岡市方財町194番地１
債務者　本吉ひとみ
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１５８号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地40　アルファー館304号
債務者　今坂賢太朗
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地40　アルファー館304号
債務者　今坂　美穂
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
鹿児島県鹿児島市原良町3121番地６シャーメゾン・ユー101号
債務者　岩下　良子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町１番６―44号
債務者　福原　葉子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
鹿児島県鹿児島市加治屋町３番17号愛和マンション505号
債務者　古川　麻紀
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目107番27号
債務者　髙木真由美
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
鹿児島県鹿児島市武岡３丁目４番地14
債務者　宮元　真悟
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
鹿児島県鹿児島市吉野町1045番地56
債務者　木場まゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係